

令和7年度岡山県高等学校就職問題検討会議 申し合わせ事項

(令和8年3月23日開催)

1 一人一社制について

現行どおり11月1日以降に複数応募・推薦を可能とする

2 民間職業紹介事業者による就職あっせんについて

令和9年3月新規高等学校卒業予定者を対象とする就職あっせんについては、民間職業紹介事業者の就職あっせんと併用は採用せず、学校の就職あっせんのみとする現行の体制を維持する。

民間職業紹介事業者参入については、来年度以降も他都道府県の動向も注視しつつ、慎重かつ丁寧に継続検討する。

3 高卒求人の公開範囲の見直しについて

高卒求人は高卒就職情報WEB提供サービス（高卒WEB）にて公開されるところ、高等学校等は職業選択における生徒の主体性を確保する観点から、生徒にのみ高卒WEBのID及びパスワードを付与する。生徒は高卒求人の選定に際して、保護者と共に家庭等の通信機器を用いて高卒WEBを閲覧し、その助言や理解を求めることもできる。

生徒はその保護者に高卒WEBのID及びパスワードを教えても差し支えない。しかしながら、保護者以外の第三者にID及びパスワードを提供することや高卒WEBを閲覧させることはしてはならない。

また、求人者への連絡は必ず高等学校等を通じて行わなければならない。

4 高卒就職のデジタル化について

高卒求人について、現状、ハローワークにて求人企業から申し込まれた求人内容を法令等に照らして確認した後、紙媒体の求人票に押印したものを求人企業に返戻しており、求人企業が高等学校等に提供する場合も、多くの場合、紙媒体の求人票が持参又は郵送されている。その結果、教職員による紙媒体の整理等の業務負担が増大しているとの指摘があるほか、生徒にとっては、膨大な紙媒体から求人を検索するのが困難であるだけで

なく、閲覧場所が進路指導室等に限定されるなどの問題がある。

高等学校等の教職員の負担軽減及び求人検索方法の利便性向上の観点から、高卒就職に関する事務のデジタル化を進めることは重要であり、当面の取組として、ハローワークから求人企業への求人票の返戻と、求人企業から高校への送付についてデジタル化を実現することを目指す。

5 就職に係る問題事象が起きた場合の流れについて

問題事象が発生した場合の対応方法を県教育委員会と労働局で取り決めている。